平成２９年（フ）第５６１号
川崎市多摩区長尾１丁目４番４－103号
債務者　荒木　健吾
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５６６号
川崎市宮前区野川3114番地
債務者　藤井　勇悟
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５８８号
川崎市高津区久末1600番地　明石穂住宅６－142、前住所川崎市高津区久末1454番地４
債務者　丸山　耀子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５８９号
川崎市高津区久末1600番地　明石穂住宅６－142、前住所川崎市高津区久末1454番地４
債務者　丸山　常雄
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６１２号
川崎市川崎区境町12番14号　シティーコーポ池田　202
債務者　佐々木高信
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１７４号
名古屋市名東区本郷３丁目204番地　㈲イースタン・サンマリノ、従前の住所浜松市東区植松町56番地の15　レオパレスあおいM102
債務者　中村　典子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２７８号
愛知県北名古屋市熊之庄八幡９番地２
債務者　山田　孝雄
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２８４号
愛知県知多市八幡字笹廻間12番地の488　コンフォースたつみⅢ102
債務者　百崎　麻美
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３４８号
愛知県あま市七宝町沖之島高畑９番地１シープヒルズ七宝603号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字西條字柳原30番地の１　レインボー大治102号
債務者　林　　里己
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５３１号
札幌市西区西野７条３丁目１番17号　プラザＭ－７号
債務者　田村　公平
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５７３号
札幌市豊平区西岡３条１丁目２番９－201号
債務者　遠山　康子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５８９号
札幌市北区北36条西３丁目２番５号　サンパーク北36－402号
債務者　深井　　源
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６１１号
札幌市白石区菊水上町３条３丁目52番地149コーポ松浦２階５号
債務者　松田　幹男
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６４２号
札幌市豊平区中の島２条４丁目１番22号　グランドール角屋Ⅱ－102号
債務者　田中　健二
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６７４号
北海道石狩市樽川３条２丁目45番地　スターヴィレッジＢ101号
債務者　葛西　豊一
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６７９号
札幌市豊平区月寒東２条16丁目２番15－601号
債務者　井坂　浩章
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６８０号
札幌市豊平区月寒東２条16丁目２番15－601号
債務者　井坂富士子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部